

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC病院に雇用され、栄養士として献立の作成等の業務に従事してきたが、平成〇年〇月〇日に交通事故に遭い、約2か月半休業して同年〇月〇日に職場復帰したものの、体調不良が続き、同年〇月〇日にクリニックDに受診し「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、職場内での嫌がらせや業務量の増加が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病の発病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

以上みたところにより本件について判断すると、次のとおりである。

(1) 精神障害の発病の有無、発病時期及び疾病名について

請求人は、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、〇月〇日にクリニックDを受診し「うつ病」と診断された後、Eクリニック、Fクリニックに受診し、ともに「うつ病」と診断されており、G医師意見書は、発病時期について平成〇年〇月頃としている。

また、産業医であるH医師は、意見書において、診断名は「うつ病」、発病時期は請求人の説明から平成〇年春頃と考えられるとしている。

さらに、I医師は、疾患名を「うつ病エピソード」、発病日を平成〇年〇月〇日と判断している。

以上のとおり、請求人の精神障害発病の時期及び疾病名については、4名の医師ともおおむね一致しており、当審査会としても平成〇年〇月頃にICD-10「F32うつ病エピソード」を発病したものと判断することが妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 発病前おおむね6か月間の業務による出来事について

ア 極度の長時間労働について

請求人が提出したパソコンのログ記録では、発病前1か月に160時間以

上の時間外労働が認められ、請求人は、献立作成のために土日・深夜に及ぶ時間外労働が増えたと主張している。

しかしながら、献立の作成は、基本的には委託業者に任されていたものであり、本件においては、そもそも当該作業が請求人の「業務」といえるか否かという問題及び仮に業務であったと判断するとして、発病原因となるほどの過重な業務であったといえるかが問題となる。

請求人は、献立作成作業を行ったことについて、極めて忙しかったと述べるも、「サイクルメニューで問題ないではただの給食のおばちゃんになってしまふ。自分の首を自分で締めると言えばそうであるが、自分の仕事を認めて欲しいという気持ちもあり、サイクルメニューのままでなく変更していた。」旨述べており、当該作業を行ったことは、自らを専門家として認知させるためであったことを自認している。さらに、請求人は、当該作業を夜中に行うなど、労務管理がなされにくい時間帯に行っており、当該作業のほとんどの部分については、誰からの指示もなく、請求人自身の判断で行ったものであったと判断せざるを得ず、業務上の必要性があったとは認められないものである。したがって、当該作業に要した時間のすべてについて業務であったとは認められない。

しかし、当該作業は職場で行われていることから、その一部については業務上の必要性があった可能性も否定できず、また、J課長も明確にこれを阻止するなどの措置を行っていないことから、業務であったと仮定した場合についても検討する。請求人は、夜中に仕事をした旨主張し、事実、パソコンのログ記録にもその痕跡が残っているものの、当該ログ時間の全てにおいて業務に従事していたとは認められず、さらに請求人は業務時間中に休憩室で寝ていることが多かった、栄養管理室でパソコンの先生にパソコンを習っていたなど、就業時間中においてもかなり自由に行動していた状況も認められるほか、終業後の休憩時間にシャワーを浴びていたことなどから、所定労働時間及び終業後についても、そのすべての時間について労働に従事していたとは認められないものである。

したがって、仮に請求人の作業の一部について、業務であるとみなされる部分が否定できないとしても、請求人が主張するような長時間労働に従事していたと認めることはできず、認定基準における特別な出来事である「極度

の長時間労働」には該当しないと判断する。

イ 業務量の増加について

請求人は、平成〇年〇月〇日の職場復帰後、業務分担の変更があり、栄養管理室のメイン業務である献立管理、給食管理が請求人に割り当てられたことから、請求人に業務が集中したと述べているが、同主張を認定基準の具体的出来事に当てはめると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった。」に該当すると判断することができ、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人は、同業務に従事するに当たり、塩分量の調整等の業務量が過大であった旨主張するが、上述のとおり、本来献立業務はサイクルメニューでよいとされ、塩分量の調整を含め、委託業者に任されていたものである。したがって、請求人の業務は、委託業者が作成した献立の確認、チェックであったと認められるところ、請求人は、自分の仕事を認めてほしい気持から献立の変更を行った旨述べており、塩分量の調整を含めた献立の見直し作業は、請求人の業務であったとは言い難い。その他、業務については同僚と月毎に分担して行っていたことが認められ、さらに請求人は栄養士として献立管理業務にも精通していたものであることから、客観的に業務分担の変更が過度の負担になったと認めることはできない。当審査会としては、請求人の専門家としての自意識に根ざした業務量の増加については、そのすべてを請求人が行うことを期待ないし命じられた業務であるとは認められないことから、心理的負荷の総合評価は「中」程度と判断する。

ウ 恒常的な長時間労働について

請求人は、平成〇年〇月から〇月にかけて、毎日24時頃まで時間外労働があったと申述しているが、客観的な資料もなく、請求人自身、残業する日は19時過ぎに病院内の売店で惣菜の買い物をしていて、家に戻って子供の食事を作ってから職場に戻って仕事をしたと述べており、さらに、業務中に中抜けをして仮眠をとることがあったことを目撃されているなど、労働時間については相当程度の裁量をもっていったことが認められることから、請求人の主張を採用することはできない。したがって、監督署長が職員別給与簿から請求人の時間外労働時間数を推算したことは妥当であり、恒常的な長時間労働は認められない。

エ いじめ、嫌がらせについて

請求人は、自分に朝晩の挨拶もないし、仕事で遅くまで残っても手伝いましょうかの言葉もない旨述べているが、請求人の主張は主観的な不快感であり、客観的には嫌がらせやいじめとは判断し得ないものであり、認定基準における具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」には該当しないものと判断する。

オ 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「中」程度であり、「強」には至らないものと判断される。

(4) 業務以外の心理的負荷となる出来事及び個体側要因について

ア 業務以外の出来事

請求人は、平成〇年〇月〇日に交通事故に被災して、右足関節部を骨折し、約2か月半休業したが、相手方とのトラブルや後遺症はないことなどから、当該出来事の心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断する。

イ 個体側要因

請求人は、平成〇年〇月にEクリニック神経科で自律神経失調症の診断を受けて平成〇年〇月〇日まで受診歴があり、診療録上、平成〇年〇月まで休業していることが認められ、職場の人間関係でうまくやっていけない、一人孤立している、パソコン作業にコンプレックスがある等の請求人申述がみられるものの、請求人に精神疾患の既往があったか否かは不明である。

(5) 上記(1)から(4)にみたとおり、請求人の業務による心理的負荷は、客観的にみて、精神障害を発病させるおそれのあるほどの強い心理的負荷であったとは認められないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。